

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

受付印		(☒ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助) 開始等申立書	
収入印紙を貼付してください (割印は不要)		※ 該当するいずれかの部分の□にレ点(チェック)を付してください。	
		※ 収入印紙(申立費用)をここに貼ってください。 後見又は保佐開始のときは、800円分 保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分 保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与のときは、2,400円分 【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。 収入印紙(登記費用)2,600円分はここに貼らないでください。	
収入印紙(申立費用) 円		準口頭	関連事件番号
収入印紙(登記費用) 円		あなたのお名前を記入し、 押印してください(認印可)	
予納郵便切手 円			
東京家庭裁判所本庁 御中		申立人又は同手続 代理人の記名押印	印
令和 年 月 日		0000 区〇〇町 1-2-3	
立 人	ふりがな	電話 090 - 0000 - 0000 電話(予備) - -	
	氏 名	後見 太郎	昭和50年(1975年) 01月01日 (歳)
手 続 代 理 人	住所 (事務所等)	電話 () 携帯電話 ()	
	氏 名		
本 人	本 籍 (国籍)	東京都千代田区〇〇町12345	
	住民票上 の 住 所	☒ 申立人と同じ 〒 - 電話 - -	
	実 際 に 住 ンで い 居 る 場 所	☒ 住民票上の住所と同じ 〒 - ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。 病院・施設名 () 電話	
	ふりがな	こうけん はなこ	昭和10年(1935年) 12月01日 (歳)
	氏 名	後見 花子	

申立ての趣旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☒ 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

☐ 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。

☐ 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

記

☐ 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。

☐ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立ての理由

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付するとともに、具体的な事情を記載してください。

本人は、

☒ 預貯金等の管理・解約 ☐ 保険金受取 ☒ 不動産の管理・処分 ☒ 相続手続
☐ 訴訟手続等 ☐ 介護保険契約 ☐ 車上監護（福祉施設入所契約等）

☐ その他（ ）

の必要があるが、

☒ 認知症 ☐ 統合失調症 ☐ 知的障害

☒ 延滞性意識障害 ☐ その他（ ）

の判断能力が欠けているのか、通判の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。

※ 具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙を利用してください。

本人は平成30年頃から認知症を発症し、現在はその症状が重くなり日常会話は挨拶程度はできるものの意味のある会話は成立しません。医師からも回復の見込みはないと言われており、日常の買い物なども一人ではできません。現在は申立人と同居をし自宅で生活していますが家族の介護だけでは十分ではないため、介護付きの施設に入所をしたいと考えています。そのためには本人名義の別荘について不動産処分の必要性が生じました。成年後見人には本人の財産管理を長く適切に行ってきた申立人を選んで頂きたいと思います。申立人は自身の財産状況も十分にあり健康状態も良好です。

【保佐/補助の場合の例】

本人は軽度の知的障害があり現在は自宅で一人暮らしです。日常の買い物程度は一人で出来ますが銀行の手続きや契約書類などは理解できません。この度本人母が亡くなり相続手続きの必要が生じました。

補助人には今までも本人の財産管理を手伝い、本人の近所に住み週末を一緒に過ごしている本大妹である申立人を選任して頂きたいです。本人はまだ40歳と若く身体は丈夫であるため長い期間の手続きになると予想されます。そのため補助人報酬が発生する専門家を選任されると本人の財産が減ってしまいます。本人も申立人以外にお金や生活を管理されることは嫌だと言っています。申立人は報酬は不要です。ただし申立人が補助人に選ばれた場合、母の相続手続きにおいては本人と利益が相反するため特別代理人の選任申立てを行う予定です。

成年後見人等候補者	☐ 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 ☒ 申立人 ※ 申立人のみが候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 ☐ 申立人以外の〔 ☐ 以下に記載の者 ☐ 別紙に記載の者 〕	
	住 所	〒 ー 電話 電話（予備）
	ふりがな 氏 名	（ 生 歳）
	本人との 関 係	☐ 親 族： ☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪 ☐ その他（関係： ） ☐ 親族外：（職業： ）

手続費用の上申

☒ 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 手続費用は申立人の負担が原則です。ただし、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用については、この上申に基づき、これらの全部又は一部について、本人の負担とできる場合があります。

※ 本欄に記載した場合でも、必ずしも希望どおり認められるとは限りません。

添付書類	※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようご注意ください。
	☐ 親族関係図 ☐ 診断書（成年後見制度用） ☐ 診断書付票 ☐ 本人情報シートのコピー ☐ 本人の健康状態に関する資料（愛の手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、介護保険認定書などの写し） ☐ 本人の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） ☐ 本人の住民票又は戸籍附票 ☐ 本人が登記されていないことの証明書 ☐ 後見人等候補者の住民票又は戸籍の附票 ☐ 申立事情説明書 ☐ 親族の意見書 ☐ 後見人等候補者事情説明書 ☐ 財産目録 ☐ 相続財産目録（本人が相続人かつ遺産分割未了の相続財産がある場合） ☐ 収支予定表 ☐ 財産関係の資料（該当する財産がないものは不要） ☐ 預貯金通帳のコピー、保険証券・株式・投資信託等の資料のコピー ☐ 不動産の全部事項証明書 ☐ 債権・負債等の資料のコピー ☐ 収入・支出に関する資料のコピー ☐ （保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）同意書（保佐用）又は同意書（補助用） ☐ （保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）

書類が揃っているか
確認の上チェック

書類はこの順番で
並べてください

保佐・補助の場合
のみチェック

※ 太わくの中だけ記載してください。

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。